



# 山形県公報

平成24年5月15日(火)  
第2342号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……595
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……596
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……597
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 介護老人保健施設の許可……………(同) ……同
- 同……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……598
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森林課) ……599

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(情報企画課) ……601
- 同……………(警察本部) ……602

## 告 示

### 山形県告示第506号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
ヤマザワ調剤薬局山形済生病院前店	山形市馬見ヶ崎四丁目1番1号	平成24. 3. 1
ハート調剤薬局漆山店	山形市漆山2579番地6	同 4. 1
ホープ薬局花楯店	山形市花楯二丁目423番4号	同

## 山形県告示第507号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年 5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
特別養護老人ホームゆうすい 指定短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下2番地	平成24. 3. 14
短期入所生活介護事業所マイ スカイ中山	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	西置賜郡白鷹町大字中山2760番地	同 3. 27
小規模多機能ユトリアケアセ ンターかすみ	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護	山形市香澄町二丁目3番32号	同 4. 1
通所介護ユトリアケアセン ターかすみ	通 所 介 護 介護予防通所介護	山形市香澄町二丁目3番32号	同
短期入所ユトリアケアセン ターかすみ	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	山形市香澄町二丁目3番32号	同
ユトリアケアセンターかすみ	地域密着型介護老 人福祉施設入所者 生活介護	山形市香澄町二丁目3番32号	同
特別養護老人ホーム回春堂	介護老人福祉施設 短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	米沢市大字花沢2986番地の1	同
デイサービス回春堂花沢	通 所 介 護 介護予防通所介護	米沢市大字花沢2986番地の1	同

## 山形県告示第508号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年 5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
特別養護老人ホームゆうすい 指定短期入所生活介護事業所	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下2番地	平成24. 3. 13

**山形県告示第509号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社ふれあい	デイサービス ふれあい 新庄市下田町6番9号	通 所 介 護	平成24. 4. 26

**山形県告示第510号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社ふれあい	デイサービス ふれあい 新庄市下田町6番9号	介護予防通所介護	平成24. 4. 26

**山形県告示第511号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、介護老人保健施設を次のとおり許可した。

平成24年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護老人保健施設開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称及び所在地	サービスの種類	許可年月日
医療法人社団 山形愛心会	介護老人保健施設 梅花苑 最上郡真室川町大字木ノ下字片瀧山1125-286	介護保健施設サービス	平成24. 4. 27

**山形県告示第512号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成24年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	許可年月日
庄内医療生活協同組合	介護療養型老人保健施設せせらぎ 鶴岡市文園町9-34	介護老人保健施設	平成24. 4. 26

**山形県告示第513号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営谷地堰地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営谷地堰地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

河北町役場

3 縦覧に供する期間

平24年5月21日から同年6月18日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第514号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上町土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	渡 邊 英 俊	最上郡最上町大字大堀253
同	吉 田 昭 治	同 月楯565
同	菅 義 勝	同 法田185
同	菅 甚 助	同 若宮45
同	柴 崎 栄 行	同 向町1287
同	佐 藤 嘉 信	同 法田793
同	五 十 嵐 一 春	同 向町729
監 事	金 田 勝 雄	同 月楯304
同	中 嶋 正 喜	同 若宮154
同	菅 忠 男	同 志茂486

**山形県告示第515号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成24年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	渡 邊 英 俊	最上郡最上町大字大堀253
同	菅 義 勝	同 法田185
同	菅 甚 助	同 若宮45
同	柴 崎 栄 行	同 向町1287
同	佐 藤 嘉 信	同 法田793
同	五 十 嵐 一 春	同 向町729
同	阿 部 一 郎	同 月楯146
監 事	金 田 勝 雄	同 304
同	中 嶋 正 喜	同 若宮154
同	菅 忠 男	同 志茂486

#### 山形県告示第516号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市大字上宝沢字早坂上2725-1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市大字上宝沢字早坂上2700、2701、字玉地向2914（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は、択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市大字上宝沢字玉地向2702－3、字早坂上2839、2841
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市大字芳沢字内手53－1、54－1、359－2、396－1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市大字妙見寺字障子岩1460－2、1755
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上市市小穴字大山沢2565－1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

- 次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市小穴字蓬来沢2376-1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字細野字釜ヶ沢1852、1866-21から1866-25まで、1866-28、1866-29、字中沢1863-13から1863-16まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
尾花沢市大字細野字釜ヶ沢1866-26、1866-27
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

行財政情報サービス 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企画振興部情報企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2098
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年3月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座五丁目15番8号
- 5 随意契約に係る契約金額 34,020,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年5月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
運転免許証作成材料「運転免許証作成用カードベース」（900枚入り） 210箱（予定数量）  
運転免許証作成材料「運転免許証作成用インクリボン」（2,000枚分入り） 94箱（予定数量）
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高揃1300番 電話番号023(655)2150
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 荒木進 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額  
「運転免許証作成用カードベース」 517,860円（1箱当たり）  
「運転免許証作成用インクリボン」 147,000円（1箱当たり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当